

第3章 計画の理念と目標

1 基本理念

人もまちも元気で健康に

～だれもが、助け合い、支え合いながら、明るく元気に暮らせるまちを実現します～

子どもも高齢者も、障がいのある人もない人も、市民のだれもが、地域で助け合い、支え合いながら、一人ひとりが自分らしく、健康で明るく元気に、充実した生活を送ることができる共生のまちづくりを目指します。

2 計画目標

(1) 計画目標Ⅰ 福祉サービスを利用しやすい仕組みづくり

必要なときに必要な福祉サービスの情報を入手し、利用できる仕組みづくりを進めるとともに、気軽に相談できる身近な相談窓口の設置を進めるなど、市民が福祉サービスを利用しやすい仕組みづくりを進めます。

また、市民や事業者、市がそれぞれの特色を活かして、サービスを必要としている人の発見に努め、包括的かつ重層的な支援へとつないでいくための体制整備、ネットワークの構築と強化を進めます。

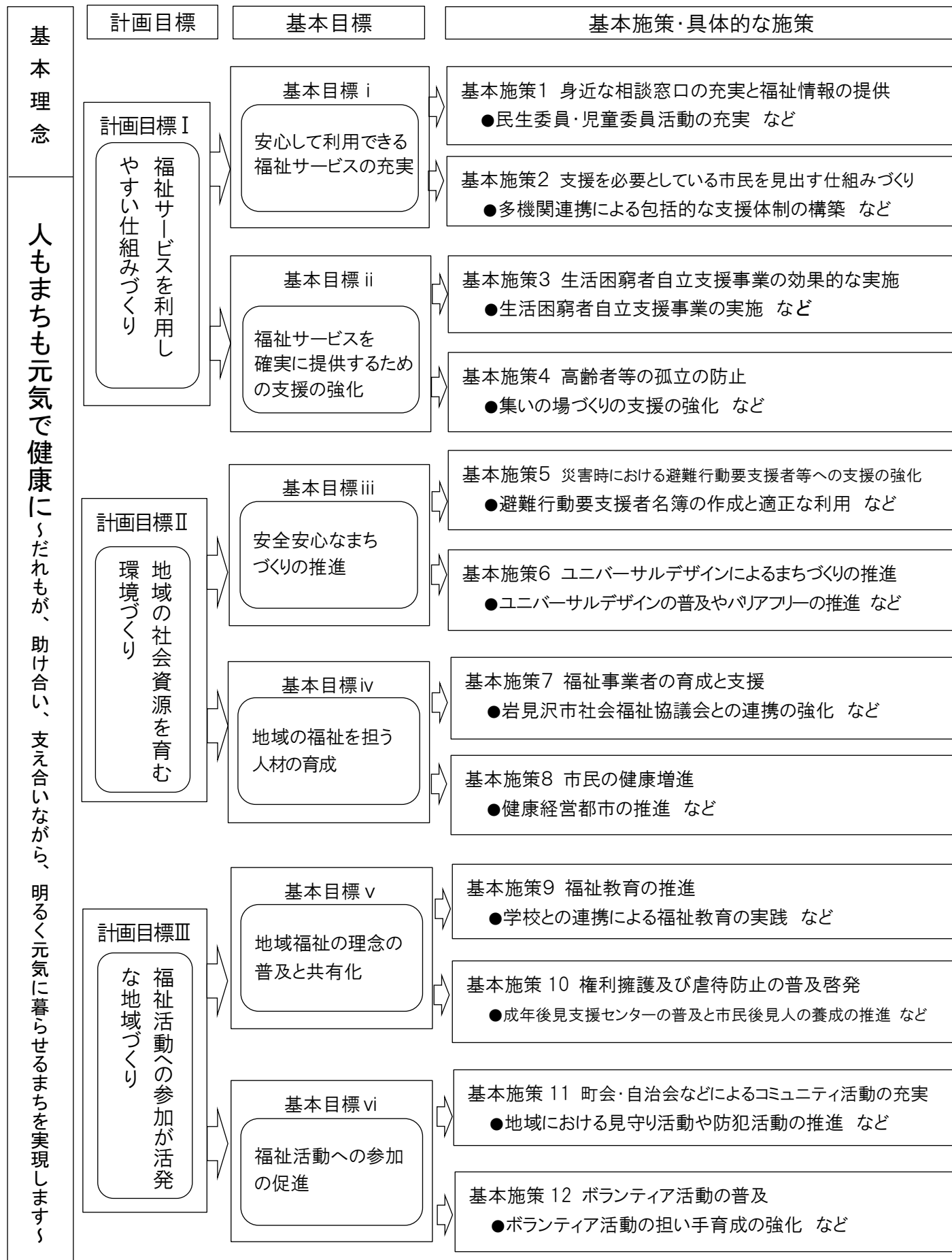
(2) 計画目標Ⅱ 地域の社会資源を育む環境づくり

市民や事業者、市がそれぞれの役割を認識し、互いに連携、協力して福祉のまちづくりを進めるとともに、災害時においても、必要な手助けやサービスが必要としている人々に行き届くよう、福祉を担う人材や情報、サービス等の社会資源の充実と環境づくりを進めます。

(3) 計画目標Ⅲ 福祉活動への参加が活発な地域づくり

町会・自治会などの地域コミュニティ活動の充実を支援するとともに、広報活動やボランティア活動の支援を通して、地域福祉の理念の普及と共有化を図り、市民一人ひとりが地域福祉を主体的に捉え、積極的に福祉活動に参加できる地域づくりを進めます。

3 計画の体系



第4章 施策の展開

1 計画目標Ⅰ 福祉サービスを利用しやすい仕組みづくり

基本目標ⅰ 安心して利用できる福祉サービスの充実

基本施策1 身近な相談窓口の充実と福祉情報の提供

個別施策① 民生委員・児童委員活動の充実

個別施策② 福祉に関する情報の提供

基本施策2 支援を必要としている市民を見出す仕組みづくり

個別施策③ 多機関連携による包括的な支援体制の構築

個別施策④ 定期的なニーズ調査の実施

基本目標ⅱ 福祉サービスを確実に提供するための支援の強化

基本施策3 生活困窮者自立支援事業の効果的な実施

個別施策⑤ 生活困窮者自立支援事業の実施

個別施策⑥ 子どもの貧困対策の強化

基本施策4 高齢者等の孤立の防止

個別施策⑦ 集いの場づくりの支援の強化

基本目標 i 安心して利用できる福祉サービスの充実

市民のだれもが、福祉サービスや制度について十分に理解し、必要に応じてサービスを利用できる仕組みづくりを進めます。

○基本施策1 身近な相談窓口の充実と福祉情報の提供

市民が抱える困りごとを、気軽に相談できる身近な相談窓口としての民生委員・児童委員の役割や活動内容の一層の周知を進めるとともに、市役所や社会福祉協議会、民間事業所のサービスの内容や相談窓口についても、市の広報やホームページ、各種パンフレットを活用して必要な情報の提供に努めます。

個別施策① 民生委員・児童委員活動の充実

岩見沢市には、225人（定数：235人、令和元年12月1日現在）の民生委員・児童委員が配置されており、身近な相談窓口として市民の生活状態の把握や相談、関係行政機関との連携などを職務として、厚生労働大臣からの委嘱を受けて活動しています。

住民の最も身近な相談相手である民生委員・児童委員は、地域の一員という立場で、市民の見守り活動や、相談内容を専門機関につなぐ活動、また、市民の居場所や仲間づくりの活動、高齢者の実態調査など、様々な活動を行っており、その活動内容について、市の広報やホームページなどを通じて広く周知し、活動しやすい環境づくりを進め、民生委員・児童委員活動の充実に図ります。

個別施策② 福祉に関する情報の提供

市民が必要とする福祉サービスを必要な時に安心して利用できるように、市民の求める福祉情報の把握に努めるとともに、福祉サービスの内容や利用の仕方の情報を、市の広報やホームページ、パンフレットなどさまざまな年代の人が利用しやすい方法で分かりやすく伝えるよう努めます。

○基本施策2 支援を必要としている市民を見出す仕組みづくり

市民一人ひとりが、地域の一員であるという意識を持ちながら、地域とのつながりを実感・共有できる地域づくりを目指すとともに、市民、行政、事業者等が連携・協力し、必要な情報の提供や相談体制の充実を図り、複雑化する課題に対応した、包括的かつ重層的な支援体制づくりを進めます。

個別施策③ 多機関連携による包括的な支援体制の構築

高齢者の社会的孤立を防ぐため、民生委員・児童委員が行う見守り活動に加え、町会・自治会、医療機関、企業、行政などの組織との連携を密にし、見落としのないきめ細かな支援体制の構築を進めます。

個別施策④ 定期的なニーズ調査の実施

民生委員・児童委員や町会・自治会などとの連携を密にし、地域での見守り活動から得られた情報を共有化するとともに、地域ごとの課題を把握するための調査等の定期的な実施により、高齢者の生活実態や地域の課題などの把握に努め、地域における課題解決に向けた対応に活用します。

基本目標 ii 福祉サービスを確実に提供するための支援の強化

市民の多様なニーズに応えるため、利用者の意向を十分に尊重し、サービスの向上に努めるとともに、援助が必要であるにも関わらず自発的に申し出をしない、あるいはできない人々に対し積極的に働きかけてニーズの把握に努め、他のサービスと連携するなど、包括的な視点からのサービスの提供を行います。

○基本施策3 生活困窮者自立支援事業の効果的な実施

岩見沢市生活サポートセンターりんくの役割や支援の内容を、市や関係機関の窓口、市の広報やホームページ等を活用して周知するとともに、多様で複合的な生活困窮者の問題を広く受け止め、生活困窮者の早期発見に努め、市や関係機関、地域が連携して問題解決に向けた支援を行います。

個別施策⑤ 生活困窮者自立支援事業の実施

市や民生委員・児童委員、町会・自治会、関係機関などが連携して生活困窮者の把握に努めるとともに、岩見沢市生活サポートセンターと市の関係部署（高齢、障がい、年金、保健、就労、租税、教育、住宅、水道等）による連携体制（岩見沢市自立支援ネットワーク会議）を密にする中で、生活困窮者の問題が深刻になる前に、早期に解決を図るなどの支援を進めます。

個別施策⑥ 子どもの貧困対策の強化

保育所や幼稚園、学校、地域において、子どもたちを取り巻く大人が、さまざまな立場から、子どもたちの抱える問題を早期に発見し、各種手当の支給や助成制度による経済的支援及びボランティアによる支援活動、学習機会の提供や相談体制の充実などにより、貧困の連鎖を断ち切ることができるよう、市や学校、事業所などの各機関が連携して子どもとその家庭の支援を進めます。

○基本施策4 高齢者等の孤立の防止

さまざまな世代の人々が、互いに役割を持ち、関わり合い、支え合って生きるという連帯意識の普及に努めるとともに、高齢者が、進んで地域の活動に関わっていけるよう、生きがいつくりや、地域での交流への参加を支援するなど、地域全体で高齢者を支え、見守ることのできる地域づくりを支援します。

また、高齢者自身の自立の意識を高め、高齢者が相互に見守り合い、支え合うことのできる地域づくりが推進されるよう働きかけていきます。

個別施策⑦ 集いの場づくりの支援の強化

町会・自治会や老人クラブ、社会福祉協議会のサロン事業など、地域での活動への参加促進を図るとともに、住民が個々に持つ趣味や知識・特技等を活かすことができる集いの場づくりを支援します。

2 計画目標Ⅱ 地域の社会資源を育む環境づくり

基本目標Ⅲ 安全安心なまちづくりの推進

基本施策5 災害時における避難行動要支援者等への支援の強化

個別施策⑧ 避難行動要支援者名簿の作成と適正な利用

個別施策⑨ 避難情報の提供

個別施策⑩ AEDを使用した救急救命措置方法等の普及

基本施策6 ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進

個別施策⑪ ユニバーサルデザインの普及やバリアフリーの推進

個別施策⑫ 除雪支援の推進

基本目標Ⅳ 地域の福祉を担う人材の育成

基本施策7 福祉事業者の育成と支援

個別施策⑬ 岩見沢市社会福祉協議会との連携の強化

個別施策⑭ 社会福祉法人の公益的な取り組みへの支援の強化

基本施策8 市民の健康増進

個別施策⑮ 健康経営都市の推進

個別施策⑯ 健康ポイント事業の拡充

基本目標Ⅲ 安全安心なまちづくりの推進

災害時においても、すべての市民に必要な支援が行きわたるような仕組みを構築するとともに、ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進などにより、市民のだれもが安全に安心して生活することができるまちづくりを進めます。

○基本施策5 災害時における避難行動要支援者等への支援の強化

近年、規模の大きな地震や、これまでに経験がないような短時間に集中して降る大雨、それに伴う水害や土砂災害などによる被害の発生頻度が高くなっています。

市は、岩見沢市におけるすべての人々が安心して暮らすことができるよう、防災の組織に関すること、災害予防に関すること、災害応急対策に関することなどについて「岩見沢市地域防災計画」を定めています。

また、「岩見沢市地域防災計画」の中では、災害時に自力で避難することが困難で避難に支援を要する高齢者や障がいのある人などの避難行動要支援者に関して、「避難行動要支援者対策計画」を定め、平時から世帯の状況を把握し、災害時には迅速かつ的確な支援ができるよう、安全安心の確保を図るための具体的な事項について定めるなど災害に強いまちづくりを進めます。

個別施策⑧ 避難行動要支援者名簿の作成と適正な利用

要介護高齢者や障がいのある人など、災害時に支援を必要とする人々の名簿（避難行動要支援者名簿及び個別計画）を作成し、本人の同意を得て消防、警察、民生委員・児童委員、自主防災組織及び町会・自治会など避難支援関係組織及び機関に提供するとともに、定期的に情報交換をするなど、平時より要介護高齢者や障がいのある人々の避難支援の体制づくりを進めます。

なお、名簿の提供にあたっては、個人情報の適切な管理に特に留意します。

個別施策⑨ 避難情報の提供

災害発生のおそれが生じた場合には、市の有する多様な情報伝達媒体（緊急告知 FM ラジオ、防災 FAX、岩見沢市メールサービス、緊急速報メール、行政防災無線、ホームページ、街頭放送）等を使用した迅速な情報の伝達に努めるとともに、民間の事業者や団体等の協力を仰ぎ、外国人や障がいのある人など情報弱者と言われる人々にも、災害情報が的確に伝達される体制の整備を進めます。

個別施策⑩ AEDを使用した救急救命措置方法等の普及

「岩見沢市 AED 設置施設登録制度推進事業」により、AED（自動体外式除細動器）の設置、普及を進めるとともに、消防や日本赤十字社岩見沢地区等の関係機関と連携した救命講習を行うことにより、使用方法の周知を進めて救命率の向上を図るなど、市民の生命を守る体制の充実に努めます。

○基本施策6 ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進

だれもが、安全安心な地域生活を送ることができるよう、ユニバーサルデザイン（※）によるまちづくりを推進します。

また、冬期間も安心して暮らせるよう、除雪支援の取組みを推進します。

個別施策⑪ ユニバーサルデザインの普及やバリアフリーの推進

高齢者や障がいのある人もない人も、だれもが安全で安心して生き生きと生活できるように、公共施設や公園・道路の整備の際には、段差の解消や使いやすいトイレの設置を行う等、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れたまちづくりを進めます。

個別施策⑫ 除雪支援の推進

高齢者や障がいのある人が、冬期間でも安全安心に生活できるよう、豪雪パトロールや除雪緊急支援などを行うとともに、岩見沢市社会福祉協議会との連携による地域（町会等）の除雪ボランティアへの支援や、自力で除排雪が困難な高齢者・障がい者世帯等に対し、屋根の雪下ろし・間口除雪・定期排雪に係る費用の一部を助成する「冬の暮らし支援事業」による支援の充実に努めます。

※ユニバーサルデザイン：

文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障害・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計（デザイン）のこと。

基本目標Ⅳ 地域の福祉を担う人材の育成

岩見沢市社会福祉協議会など地域の社会福祉法人との連携を強め、地域福祉の重要な担い手である福祉事業者育成のための支援を強化するとともに、ボランティアと連携して市民の健康増進を図る事業を進めるなどにより、地域の福祉を担う人材の育成を図ります。

○基本施策7 福祉事業者の育成と支援

人口の減少、地域社会の変容などにより、複合的な課題を抱える世帯への対策や、制度が対象としていない生活課題を持つ世帯への対策など、福祉に対するニーズは多様化・複雑化しています。

こうした中、良質なサービスを効果的・効率的に提供していくためには、社会福祉法人をはじめとする福祉事業者の役割がますます重要となってきました。

中でも、地域福祉推進の「核」となる機関である岩見沢市社会福祉協議会との連携を強めていくことは、地域福祉の充実にとって不可欠であることから、社会福祉法の改正（平成28年法律第21号）に伴い、社会福祉法人の責務として明確にされた「地域における公益的な取組み」への支援をいっそう強化します。

個別施策⑬ 岩見沢市社会福祉協議会との連携の強化

岩見沢市社会福祉協議会は、「支え合い 共に生きる 住みよい地域づくり」を基本理念として、地域の住民や民生委員・児童委員、福祉、保健、医療、教育などの関係者と連携し、よりよい地域づくりを目指して様々な活動を行っている社会福祉法人です。

市と社会福祉協議会は、地域における多様な生活課題やニーズについて、定期的に情報の交流や意見交換を行うなど連携を強化し、課題解決を図ります。

また、合同でのセミナーや講習会を開催するなど、課題解決に必要な人材の育成やサービス提供体制の構築に努めます。

個別施策⑭ 社会福祉法人の公益的な取組みへの支援の強化

岩見沢市が所管する社会福祉法人に対し、現在取り組んでいる高齢者サービス事業、障がい者福祉サービス事業、児童福祉サービス事業等の内容を更に充実したものにするよう指導の充実を図るとともに、他地域の先駆的な取組みの例を収集して各法人に情報提供し、その実践を促す等、地域における公益的な取組みの充実に向けた支援を強化します。

○基本施策8 市民の健康増進

「岩見沢市健康増進計画」に従い、すべての市民が、年代など、それぞれの生活状況に応じた健康づくりに取り組み、健康で生きがいのある人生を送ることができるよう、市民の健康づくりを支援します。

個別施策⑮ 健康経営都市の推進

少子高齢化や人口減少に対応するためには、医療や福祉の充実はもちろん、人もまちも元気で健康なまちづくりを進めることが大切です。

そのためには、健康診査やがん検診などの「まもる健康」に加えて、市民自らが健康づくりを進める「つくる健康」や、これらの健康づくりを地域やまちづくりに活かすための「つなぐ健康」を適切に組み合わせ、産学官金(※)が連携して健康な地域社会を目指す「健康経営都市」の取組みを進めます。

個別施策⑯ 健康ポイント事業の拡充

より多くの市民に、楽しみながら健康づくりに取り組み、健康的な生活習慣の定着を目指す「健康ポイント事業」に参加し、自ら進んで健康づくりに取り組むために、健康づくりの啓発を目的とした講演会やサロン事業、健康まつりや町会・自治会の事業など、さまざまな機会を捉えて「健康ポイント事業」の周知を進め、加入促進やポイント対象事業の拡充を図ります。

※産学官金：

産業界（民間企業）、学校（教育・研究機関）、官公庁（地方公共団体）、金融機関

3 計画目標Ⅲ 福祉活動への参加が活発な地域づくり

基本目標Ⅴ 地域福祉の理念の普及と共有化

基本施策 9 福祉教育の推進

個別施策⑰ 学校との連携による福祉教育の実践

個別施策⑱ 福祉イベントや勉強会の定期的な開催

基本施策 10 権利擁護及び虐待防止の普及啓発

個別施策⑲ 成年後見支援センターの普及と市民後見人の養成の推進

個別施策⑳ 地域包括支援センターの普及

個別施策㉑ 虐待防止の啓発

個別施策㉒ 配偶者等からの暴力の防止に関する取組みの強化

基本目標Ⅵ 福祉活動への参加の促進

基本施策 11 町会・自治会などによるコミュニティ活動の充実

個別施策㉓ 地域における見守り活動や防犯活動の推進

個別施策㉔ 地域における環境美化活動や除排雪事業の支援

基本施策 12 ボランティア活動の普及

個別施策㉕ ボランティア活動の担い手育成の強化

個別施策㉖ ボランティア情報などの提供

基本目標Ⅴ 地域福祉の理念の普及と共有化

だれもが、助け合い、支え合いながら、明るく元気に暮らせるまちづくりを進めるためには、市民一人ひとりが地域福祉の理念に立ち、それぞれに応じた役割を担っていくことが大切です。

その実現のために、すべての市民が、お互いの価値観を認め合い、尊敬し合いながら明るく元気に暮らせる地域づくりを進めることの意義と重要性を共有できるよう、普及・啓発の活動を行います。

○基本施策⑨ 福祉教育の推進

家庭や地域、学校などのさまざまな場において、すべての人々が差異や多様性を認め合い、孤独や孤立、排除から守られ、市民全体が連携して支え合うことが大切である、という考え方の共有化と定着化をめざした教育と啓発を進めます。

個別施策⑪ 学校との連携による福祉教育の実践

学校と地域のボランティアや関係機関が連携し、福祉施設の訪問や車いすの体験、除雪ボランティアなど、福祉について考えたり、体験したりする経験を通して、地域福祉への理解と関心を高める教育を進めます。

個別施策⑫ 福祉イベントや勉強会の定期的な開催

セミナーの開催や子育てボランティア講習会、保育サービス講習会など、市民の福祉活動に対する関心を高め、活動に参加するきっかけとなるイベントや勉強会を定期的に開催し、福祉の理念やボランティア活動の普及と充実に努めます。

○基本施策10 権利擁護及び虐待防止の普及啓発

社会的に弱い立場にある人々に対する身体的・精神的暴力等を防止するために定められた法律や制度について、その趣旨や利用の仕方を周知すること等により、権利擁護と虐待防止についての普及と啓発に努めます。

個別施策⑱ 成年後見支援センターの普及と市民後見人の養成の推進

認知症高齢者など判断能力が十分でない人の生活や財産が守られるよう、「成年後見支援センター」を中心に、さまざまな困りごとに関する相談支援や制度利用に関する申立手続の支援を行うとともに、制度普及のための講演会や研修会の開催、市の広報やホームページによる情報の発信を行います。

また、地域の身近な権利擁護の担い手として市民後見人の育成を進めます。

個別施策⑳ 地域包括支援センターの普及

高齢単身者や高齢夫婦のみで構成される世帯が増加するなか、生活圏域単位でのきめ細かな支援を目指し、市内4か所に設置した「地域包括支援センター」において、複雑・多様化する高齢者の相談に対し、民生委員・児童委員、医療、介護、行政など関係機関が連携し、適切なサービスにつなぐための支援体制の拡充を進めます。

また、認知症高齢者への対応として、地域包括支援センターに配置した認知症地域支援推進員と認知症初期集中支援チームの一体的な活動により、認知症の早期診断、早期対応に向けた支援を行うなど、医療・介護などが連携した取組みを進めます。

個別施策㉑ 虐待防止の啓発

子どもや高齢者、障がいのある人に対する虐待防止などの権利擁護に関し、児童相談所、民生委員・児童委員、学校などの教育機関、病院、介護事業者など、関係する機関や組織によるネットワークを活用し、虐待の早期発見、早期対応に努めます。

個別施策㉒ 配偶者等からの暴力の防止に関する取組みの強化

配偶者等からの暴力など家庭内における暴力を防止するため、市や学校などの教育機関、病院、民生委員・児童委員等との連携を密にして、問題行動の早期発見に努めるとともに、警察や児童相談所などとの連携を強化して、被害者の生命・身体・精神に危険が及ぶことがないようにする体制づくりを進めます。

基本目標 vi 福祉活動への参加の促進

地域福祉を推進する上では、市民の福祉活動への参加が必要不可欠です。

町会・自治会などのコミュニティ活動やボランティア活動が活発に行われる地域をめざし、日々の交流や活動を通じて、地域における助け合い、支え合いの輪が広がるよう支援します。

また、ボランティア活動などに参加したいと考えている市民が、必要な情報を得て、それぞれの状況に応じた活動に取り組むことができるように支援を強化します。

○基本施策 1 1 町会・自治会などによるコミュニティ活動の充実

一番身近な地域単位である町会・自治会の、高齢者の安否確認や児童の見守り、近所への声かけなどの活動や、地区協など町会・自治会の連携した活動が活発に進められるよう支援します。

個別施策⑳ 地域における見守り活動や防犯活動の推進

近年多発している特殊詐欺や窃盗、子どもを対象とした事件から市民を守るために、警察や金融機関、学校、町会・自治会などの関係機関・組織との連携を一層密にし、防犯パトロールや子どもの見守り活動の実施、防犯に関わる情報の共有を行うなど、地域における防犯活動の強化を支援します。

個別施策㉑ 地域における環境美化活動や除排雪事業の支援

利根別川クリーニンググリーン作戦や地域での花壇づくりなどの環境美化活動及び自主除排雪活動への支援の強化など、市民が主体となった住みよい地域づくりのための活動の充実を図ります。

○基本施策12 ボランティア活動の普及

ボランティア活動の普及・推進の拠点として、岩見沢市社会福祉協議会が運営する「岩見沢市ボランティアセンター」におけるさまざまな取組みの情報をわかりやすく市民に伝え、「ボランティア活動に取り組みたい」と考えている人々が活動しやすい環境を整えるなど、ボランティア活動の普及に努めます。

また、各種の講座や研修会、学校での総合的な学習における福祉体験学習などの取組みへの支援を通じて、ボランティアに関する市民の理解と関心を高め、ボランティア活動の担い手となる人材の育成を進めます。

個別施策②⑤ ボランティア活動の担い手育成の強化

ボランティア活動を活発にするために「岩見沢市ボランティアセンター」では、必要な知識や技術を身につけることができるよう、「手話奉仕員養成講座」や「傾聴ボランティア講座」、「ガイドボランティア講座」、「ボランティア体験研修会」などを開催し、また、車いす体験などの福祉体験学習では小学校や中学校及び高等学校に出向き、運営に関する助言や講師の派遣などの支援を行っています。

市では、「岩見沢市ボランティアセンター」での各種講座、研修会に多くの市民が参加できるように支援するとともに、市の広報やホームページで周知を行い、また、教育委員会などの関係機関とも連携を図りながら、ボランティア活動の担い手育成の強化に努めます。

個別施策②⑥ ボランティア情報などの提供

多くの市民がボランティア活動に参加できるよう、また、ボランティアを必要としている人が適切な支援を受けられるよう、「岩見沢市ボランティアセンター」では、連絡調整（コーディネート）を行っています。

市では、「岩見沢市ボランティアセンター」に登録している団体などが、安心してボランティア活動ができるように支援するとともに、「岩見沢市ボランティアセンター」が把握している情報を市の広報やホームページ、SNS（※）やチラシなどを使って積極的に発信し、ボランティア活動を行いやすい環境づくりを整えます。

※SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）：

友人・知人間のコミュニケーションを円滑にする手段や場を提供したり、趣味や嗜好、居住地域、出身校、あるいは「友人の友人」といったつながりを通じて新たな人間関係を構築する場を提供する会員制のサービスです。Web サイトや専用のスマートフォンアプリなどで閲覧・利用することができます。